

● 営業所専任技術者・現場技術者（監理技術者・主任技術者）となるための要件

主任技術者 一般建設業の 営業所専任技術者		1) 下記の実務経験を有する者* ① 高等学校の指定学科卒業後 5年以上 ② 高等専門学校指定学科卒業後 3年以上 ③ 大学の指定学科卒業後 3年以上 ④ 上記①～③以外の学歴の場合 10年以上 2) 1級及び2級の国家資格者
監理技術者 特定建設業の 営業所専任技術者	指定建設業以外	1) 1級国家資格者 2) 主任技術者の要件のいずれかに該当する者のうち、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が4,500万円以上である工事に関して2年以上指導監督的な実務経験を有する者 3) 1)又は2)と同等以上の能力を有すると認められる者
	指定建設業	1) 1級国家資格者 2) 1)と同等以上の能力を有すると認められる者 →国土交通大臣特別認定者【法第15条第2号ハ該当(同号イと同等)】

※学校教育法における短期大学は大学に含まれます。平成28年4月1日より、実務経験の対象範囲に専門学校卒業者の位置づけが明確化されました。（高度専門士が大学卒業相当、専門士が短期大学卒業相当、それ以外の専門学校修了者が高校卒業相当）

一般建設業の営業所専任技術者となりうる「複数業種に係る実務経験」

下表の許可を受けようとする業種について、8年を超える実務経験と、その他の業種の実務経験とを合わせて12年以上あれば、営業所の専任技術者となり得る資格を有することができます。（規則第7条の3）

許可を受けようとする建設業	実 務 経 験
大工工事業	1. 建築工事業及び大工工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者。 2. 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者。
とび・土工工事業	1. 土木工事業及びとび・土工工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者。 2. とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
屋根工事業	建築工事業及び屋根工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、屋根工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者。
しゅんせつ工事業	土木工事業及びしゅんせつ工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、しゅんせつ工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者。
ガラス工事業	建築工事業及びガラス工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、ガラス工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者。
防水工事業	建築工事業及び防水工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、防水工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者。
内装仕上工事業	1. 建築工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者。 2. 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者。
熱絶縁工事業	建築工事業及び熱絶縁工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、熱絶縁工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者。
水道施設工事業	土木工事業及び水道施設工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、水道施設工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者。

許可を受けようとする建設業	実務経験
解体工事業	1.土木工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者。 2.建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者。 3.とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者。

● 指定学科

「指定学科」とは、規則第1条で規定されている学科で、建設業の種類ごとにそれぞれ密接に関連する学科として指定されているものです。

許可を受けようとする建設業	指定学科
土木工事業 舗装工事業	土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下同じ。) 都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土工工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業 解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業 電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

■ 国家資格者については、「営業所専任技術者・現場技術者（監理技術者・主任技術者）となり得る国家資格等」（次ページ）を参照して下さい。

■ 「指導監督的な実務経験」とは、建設工事の設計又は施工の全般について工事現場主任者又は工事現場監督のような資格で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。

■ 指定建設業とは、土木、建築、電気、管、鋼構造物、舗装、造園工事業の7業種をいいます。

■ 「国土交通大臣特別認定者」とは、指定建設業7業種に関して、過去に特別認定講習を受け、同講習の効果評価に合格した者、若しくは国土交通大臣が定める考査に合格した者をいいます。この特別認定講習及び考査については、過去の法律等改正時に経過措置的に行われたものであり、現在、新規に当該認定講習等を受けることはできません。